



# キャンパスライフ健康支援センター 相談支援部門

アクセシビリティ支援 学生用かんたんハンドブック

大阪大学では、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、障がい学生支援を実施しています。

## はじめに

障がい等をもつ学生さんは、修学に必要な合理的配慮・サポートを受けることができます。もし、授業内での修学上の配慮・特別なサポートが必要な場合は、キャンパスライフ健康支援センターか所属学部・研究科に、配慮申請書を提出してもらうことになります。(配慮申請書はキャンパスライフ健康支援センターか所属学部・研究科の相談窓口でもらえます。)

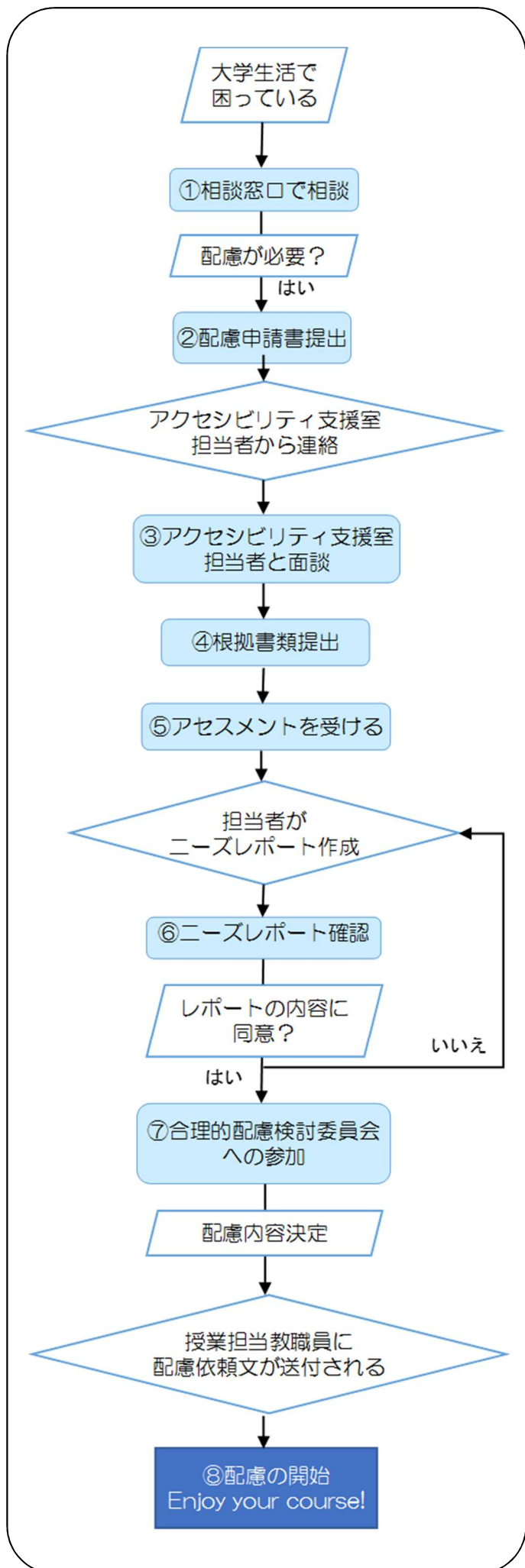
これらの配慮が受けられるのは、身体障がい、慢性疾患、精神疾患、発達障がい等があると認められた学生です。また、どのような配慮を受けられるかは、障がいの種別や程度だけではなく、個人のニーズや特性によって異なります。まずはご相談ください。

## 合理的配慮を受けるまでの手続き

大学の勉強で心配なことがあったり、困ったことがあったら、いつでもキャンパスライフ健康支援センターか所属学部・研究科の相談窓口にご連絡してください。

配慮を申請すれば、次の図のような手続きを経て、配慮を受けることができます。

申請をしてから実際に配慮が開始するまでには 1 か月は要します。できるだけ早めに申請をしてください。



① 障がいや現在抱えている困難さについて、所属学部・研究科の支援担当教職員あるいは当センターアクセシビリティ支援室のスタッフに相談します。

② 授業の中で配慮が必要だと判断したら、配慮申請用紙を所属学部・研究科に提出します。

③ 診断書やその他の障がい等の根拠となるような書類を提出します。

④ アクセシビリティ支援室の専門スタッフとの面接を通して、ニーズと希望する配慮を明確にしていきます。

⑤ アセスメントを受け、障がい等によるニーズと必要な配慮を明確にします。

⑥ アクセシビリティ支援室担当者がニーズレポートを作成しますので、その内容を確認します。ニーズレポートには、面談やアセスメントの結果から必要と判断された配慮内容が記されています。ニーズレポートの内容について異議がある場合は、担当者と再度話し合います。

⑦ 所属学部・研究科の担当教職員を交えて、合理的配慮検討委員会が開かれます。上記のニーズレポートを基に、配慮の具体的内容について合議で決定をします。

⑧ 配慮依頼文書が授業担当の各教職員に配布されます。それに基づいて、授業の中で配慮が開始されます。

キャンパスライフ健康支援センターでは、障がいを持っている学生だけではなく、大学生活で困難を感じているすべての学生に対してアドバイスや情報の提供などを行っています。困ったことがあれば、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

TEL: 06-6850-6107

E-mail: [campuslifekenkou-ac@office.osaka-u.ac.jp](mailto:campuslifekenkou-ac@office.osaka-u.ac.jp)

(右のQRコードからもメールを送信できます→)

